



平成 19 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ イ ツ ー
代表者の役職名 代表取締役社長 大橋 康宏
(JASDAQ・コード 7610)
問い合わせ先 取締役 C F O 片山 靖浩
電 話 番 号 03-5408-5100 (代 表)

大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 20 日開催の取締役会において、平成 19 年 5 月 28 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）について、以下のとおり決議しましたのでお知らせします。なお、決議にあたっては、当社監査役 4 名（4 名とも社外監査役）の全員が出席し、いずれの監査役も、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見を述べております。

第 1 本施策導入の目的について

1. 本施策の目的

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受入るか否かの判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えています。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断(インフォームド・ジャッジメント)を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考え方のもと、本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。また、大規模買付行為に関する対応策発動の是非を検討する際には、その時点における当社取締役会が自己の保身を図るなど、恣意的判断が入る余地のない適正な手続きを取り、できるだけ株主意思を反映させるため、株主総会等を通じて発動の是非を検討する

（注1）証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

こととしています。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

(1) 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、古本および新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業、古本および新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業も「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての「顧客価値の創造」という共通した事業コンセプトのもとに事業運営を行っております。

古本市場事業は、主力業態の「古本市場」、取扱い商品を絞り込んだ駅前小型店の「ふる^{いち}」、新刊書籍を取り扱う「ブック・スクウェア」の3業態を展開し、創業地である岡山県および京阪神・埼玉県にドミナント出店を行い、ドミナントエリア内の知名度を高め、効率的なチェーンオペレーションを実現しております。

古本市場事業では、書籍・ゲーム・CD・DVDという商材の複合化、新品とリサイクル品の複合化という様々な複合化を図ることで、お客様の様々なご要望にお応えする店舗づくりに努めております。また、リサイクル品については、買取・販売に適合する品質基準の設定、市場動向や在庫状況により常に変更を求められる商品ごとの価格設定、あるいは品揃え・在庫確保に固有のノウハウとシステムと人材が必要とされ、新品商品の人気アイテムについては、生産数量が限定されている場合が多く、メーカーや卸業者等の取引先との長年に渡る信頼関係の構築が不可欠な事業であります。

当社では、この事業に必要な固有の要件を満たすことにより、新品に比べ相対的に低価格でリサイクル品を提供し、お客様に価値を認めていただいております。また、リサイクル品の取扱いは、リユース事業と言い換えることもできます。当社事業の拡大はリユースを

（注2）証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3）証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4）証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5）証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6）証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。

（注7）証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

促進し、地球温暖化防止、CO₂排出抑制、地球環境保全に寄与するという側面を持ち、社会的価値を有するものであり、今後ますますその重要性が増すものと考えております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じて「古本市場」店舗と同様の価値をお客様に提供するEC事業も全く同様であります。また、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業においても、グループ共通の経営理念、事業コンセプトに基づき、古本市場事業で培ったコミックやゲームのノウハウの活用、取引先やフランチャイジーとの一体感を醸成することで、より一層のお客様の満足を高め、企業価値の向上を図るとともに社会的使命を果たすことができるものと考えております。

このように、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらしものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社グループの企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた1つの帰結として、古本市場事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

(2) グループ経営理念

当社グループは、古本市場事業、EC事業、アイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業においても『満足を創る』をグループ共通の経営理念とし、日常生活における廉価な娯楽を提供することを通じて「顧客価値の創造(Customer Value Creation)」を目指した事業運営を行っております。

この「顧客価値の創造」を実現するために、

- ① 変化を観る「目」をもつ
- ② お客様の声を聴く「耳」をもつ
- ③ 親しみと感謝の気持ちを表す「口」をもつ
- ④ 自らを律し、常に向上しようとする「心」をもつ
- ⑤ 常に新しい価値と独創性を造り出す「頭」をもつ
- ⑥ お客様が次に何を望むのか、時代がどう変わるのかを感じる「勘」をもつ
- ⑦ お客様に親身にそしてけなげに接するひたむきな「姿勢」をもつ

から成る「ティツウの七感」を定め、当社グループの役員・社員が事業活動のあらゆるプロセスにおいて常に心に留め、書籍・ゲーム・映像・音楽・快適な時間と空間の提供という各分野において顧客価値・顧客満足を創造し、文化の一翼を担うことで社会に貢献したいと考えております。

当社グループは、上述の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

(3) グループ経営計画

当社グループは、日常生活におけるエンターテインメント商品や快適な時間と空間の提供を通じて、お客様の満足を創り、社会に貢献することを事業の目的としており、当社グループの中期経営目標として、連結ROEの向上(20%以上)と自己資本比率の向上を定めています。また、中期経営目標を達成するため、それぞれの事業において中期経営計画を次のように定めております。

書籍・ゲーム・映像・音楽の分野で新品とリサイクル品の買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業につきましては、現時点におきましてはキャッシュフローを生み出す当社グループの中核事業であります。市場の成熟化・競合の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。

また、古本および新品とリサイクル品のゲーム・映像・音楽の買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業につきましては、古本市場店舗のない地域のお客様にも古本市場店舗と同様の商品やサービスを提供することができる古本市場事業を補完する事業であり、ブロードバンド環境やインターネット・携帯電話の普及とともに成長を期待できる事業であります。古本市場事業で培ったノウハウを活かして今後の当社グループの事業拡大を担う事業と位置づけております。

快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業につきましては、インターネット・コミック・カフェ市場の急成長とともに新規参入事業者が増加し競争環境が厳しくなっておりますが、今後も成長が続く事業分野であると認識しています。当社グループでは、アイ・カフェ事業が設備投資先行型の事業特性であることから、古本市場事業で確立したフランチャイジー展開・コミックの品揃えのノウハウ等を活用し、フランチャイジーを中心とした店舗拡大により規模の拡大を図りつつ、確固たる収益基盤を築き、当社グループの利益成長に貢献する事業に育成する計画であります。

このような中期経営計画を着実に遂行することにより、「顧客価値を創造」し、企業価値の向上を図り、株主・顧客・従業員・取引先・フランチャイジー・地域社会のみなさまの「満足を創る」ことができるものと確信しております。

(4) 利益還元の方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、企業価値の向上に努めております。利益還元につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、連結配当性向25%以上を目処として、連結業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。また、キャッシュフローの状況に応じて、自己株式の取得など機動的な株主還元策を併せて講じることにより、総合的な株主還元性向を高めていきたいと考えております。

3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。

平成 19 年 2 月末時点で、当社の議決権の 33.5%は当社創業者及びその資産管理会社が保有していますが、大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、かかる見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。なお、大規模買付対抗措置の発動を検討する際には、取締役会による恣意的な判断を避け、会社と株主との間で十分にコミュニケーションを図ることが重要であるとの認識の下、株主意思の反映にも最大限配慮しております。

なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や、株式会社ジャスダック証券取引所が平成 18 年 3 月 31 日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」に合致している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされています。

第2 本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記 2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記 3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記 2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記 2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記 3.(1)）、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました（後記 3.(2)(3)）。

2. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

本情報の具体的な内容は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、係る意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近 3 ヶ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の内容及び条件
- ⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後 3 年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員

候補者及びその略歴

- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が提出した本情報が不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から本項に定める一定期間（以下「評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

評価期間は、原則として、90日とします（以下「当初評価期間」といいます。）。ただし、当社取締役会が、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置を発動するか否かにつき、株主意思確認手続に付する旨を決定し、これを大規模買付者に通知した場合は、評価期間は、当該株主意思確認手続の終了する日まで延期されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規

模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の募集事項の概要は、別紙に定めるとおりとします。この新株予約権には、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、取締役会が後記(3)②の株主意思確認手続に付することが相当であると判断し、当該手続きにおいて、大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られたときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、次の各号に定める手続を経るものとします。

① 監査役の賛同

当社取締役会は、前記(2)の①の要件に該当するとの判断、及び後記②の株主意思確認手続に付するとの判断、並びに最終的な具体的な大規模買付対抗措置の発動の決議にあたっては、外部専門家の助言も受けつつ、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものとします。

② 株主意思確認手続

当社取締役会が、前記(2)①の要件に該当しないにもかかわらず、大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、本項に定める大規模買付対抗措置の発動に関する株主の意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）において、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数の賛同を得るものとします。

当社取締役会は、大規模買付者が意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した後、株主意思確認手続に付す可能性があると判断するときは、予め、株主意思確認手続において投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」といいます。）として、当初評価期間の満了後であって実質株主確定に係る実務に照らして定めることのできる最も早い日を定めます。株主投票基準日は、その2週間前までに公

告するものとします。

当社取締役会は、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置の発動につき、株主意思確認手続に付すか否か及び株主意思確認手続に付す場合の方法を決定し、大規模買付者に通知するものとします。

株主意思確認手続は、株主の書面による投票（以下「書面投票」といいます。）又は株主意思確認手続のために開催される総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）における投票により行います。株主意思確認手続において投票権を行使することのできる株主は、株主投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権 1 個につき 1 個の投票権を有するものとします。

書面投票による場合は、当社は、書面投票日の 3 週間前までに、株主投票基準日現在の株主に対し、投票すべき議案、投票日（以下「書面投票日」といいます。）、書面投票日までに投票用紙が当社に到達すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、発送するものとします。

株主意思確認総会における投票による場合は、株主意思確認総会の招集手続及び投票権の行使の方法は、法令及び当社定款に基づく株主総会の招集手続及びこれらにおける議決権行使方法に準じるものとします。

なお、株主意思確認手続中であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、いつでも株主意思確認手続を中止し、上記(3)①の手続に従って適切な大規模買付対抗措置を発動することができます。

4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成 19 年 2 月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成 19 年 5 月 28 日開催予定）において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、有効期間は平成 20 年 5 月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。

そして、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。

第 3 本施策の合理性について

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第 1 に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第 2 に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第 2 において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資者及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

3. 株主意思の反映

- (1) 前記第 2 の 4. に述べたとおり、本施策は、平成 19 年 5 月 28 日開催予定の株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、その有効期間は、平成 20 年開催予定の定時株主総会終結時までとされています。そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の意思が反映されるものと考えます。

- (2) また、前記第 2 の 3. のとおり、本施策においては、前記第 2 の 3(2)①のような客観的な要件によらずに大規模買付対抗措置を発動する場合には、株主意思を最大限反映させるため、株主総会の手続に準じた株主意思確認手続において株主の賛同を得るものとしております。

したがって、本施策における大規模買付対抗措置の発動の是非の判断には、必要に応じて株主の意思が適切に反映されるものと考えます。

4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第 2 の 3. (2) のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第 2 の 3. (3) のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

5. デットハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記第 2 の 4. の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買

収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していませんので、本施策はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

第4 本施策が株主及び投資者に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主及び投資者に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主及び投資者の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資者の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に御注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資者に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります、それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります(なお、この場合、かかる株主には、別途、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。))。

以 上

新株予約権の募集事項の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件
当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数
割り当てる新株予約権の総数は、1,400,000個を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 新株予約権の払込金額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと（但し、本対応策の当初導入時に既に議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による行使は当社取締役会決議により認めることができる。）等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
9. 新株予約権証券
新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上